

南城市障害者活躍推進計画

機関名	南城市
任命権者	南城市長、南城市教育委員会教育長
計画期間	令和2年度から令和6年度まで（5年間）
南城市における障害者雇用に関する課題	南城市における障害者雇用率は、法定雇用率を達成しており、採用・定着状況ともに概ね順調ですが、今後も法定雇用率の達成を維持していくためには、同一職場の長期定着をはじめ障害者特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組を進める必要がある。

目標

1. 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 市長部局 3.7%</p> <p style="text-align: right;">教育長部局 3.41%</p> <p>（評価方法）毎年の任用状況通報により把握・進捗管理。</p>
2. 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせず、法定雇用率達成を維持する。</p> <p>（評価方法）障害者の在籍状況により、定着状況を管理。</p>

取組目標

1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
（1）組織面	<p>① 障害者が相談しやすい体制となるよう、職場の同僚や上司、障害者職業生活相談員や人事担当者など、内容に応じた相談先を確保し、障害者に周知する。</p> <p>② 障害者雇用推進者として総務課長を選任し、組織内における障害者雇用</p>

	<p>の促進のための諸条件や雇用管理、関係機関との連携等を行う。</p> <p>③ 障害のある職員が5人以上の機関については、障害者職業生活相談員を選任する。</p>
(2) 人材面	<p>障害者雇用の実務を担う職員は、沖縄労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習などの講習会に参加し、障害に関する理解促進を図る。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>① 障害者の採用又は職員が障害者となった場合などを想定し、適切に遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>② 新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職場環境	<p>① 障害者の要望を踏まえ、基礎的環境整備を進める。</p> <p>② 新規に採用した障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>③ 措置を講じるにあたっては、障害者からの要望も踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>職員の募集と採用にあたっては、下記の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中の支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。

<p>(3) 働き方</p>	<p>障害の状態等に応じた、時間単位の年次有給休暇取得や私傷病休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
<p>(4) その他の人事管理</p>	<p>① 必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調管理を行う。</p> <p>② 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p>
<p>4. その他</p>	
	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>